

## 2022 年度大学等卒業予定者等の採用について

令和 4 年 2 月 9 日（水）  
各省庁人事担当課長会議申合せ

### 1 採用事務

2022 年度大学等卒業予定者等の採用については、「2022 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（令和 3 年 3 月 30 日内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の趣旨を尊重しつつ、以下のとおり実施する。

#### （1）採用に関する情報提供

採用に関する情報提供は、採用機会の均等を考慮してインターネット等を通じ、早期かつ的確に行う。

#### （2）広報活動

業務説明会等の広報活動は、2022 年 3 月 1 日から開始する。

#### （3）選考活動

面接等の選考活動は、3（1）、4（1）、5（1）及び 7（1）に定める訪問開始日から開始する。

#### （4）採用内定

正式採用内定は、10 月 1 日以降に行う。

#### （5）学事日程の尊重と公平公正な採用活動

学生の学修や大学等の学事日程に十分配慮するとともに、地方在住者等が不利益にならないよう留意し、大学等卒業予定者の自由な就職活動を妨げるような拘束は、一切行わないものとする。

## 2 採用選考の基本方針

採用に当たっては、採用昇任等基本方針（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、基本的・専門的な能力に加えて、幅広い視野を有し、時代の変化に柔軟に対応し得る多様な人材の採用に努める。

また、採用に関する以下の政府方針に十分留意しつつ、国家公務員を取り巻く厳しい環境の下で、行政及び国家公務員に対する国民の信頼を確保する観点から、国民全体の奉仕者としての、また、政府の一員としての自覚を有し、行政の公正な執行と総合的かつ効率的な運営を支える有為な人材の採用に努める。

### （1）女性の採用促進

「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）等に基づき、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度 35%以上、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合を 2025 年度までに 30%とすることとした政府全体の目標を踏まえ、各省庁が取組計画において設定した目標の確実な達成に向けて取り組む。

### （2）多様な人材の確保

多様な人材を確保するため、引き続き、職務の特殊性等を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用するよう努める。

## 3 2022 年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）受験者の官庁訪問

2022 年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）（以下「総合職春試験」という。）受験者の 2023 年 4 月採用に向けた官庁訪問については、特に地方在住受験者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、

可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙1参照）。

(1) 官庁訪問の開始は、6月22日（水）（以下3及び6において「訪問開始日」という。）の午前8時30分以降とする。

(2) 各省庁は、訪問開始日午前8時30分までの間は、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

最終合格者発表日から訪問開始日午前8時30分までの間は、各省庁とも、対面・オンラインを問わず、受験者に対する業務説明会や、面接等の選考活動は一切行わないことを徹底する。

(3) 第2次試験日（筆記）である5月22日（日）から訪問開始日午前8時30分までの間の受験者に対する広報活動等については、以下のとおりとする。

① 対面による業務説明会

受験者の参加を募る形式で対面により実施する広報活動については、5月23日（月）、6月14日（火）及び16日（木）にあつては終日、5月24日（火）から6月10日（金）までの間（土日を除く）にあつては午後6時以降に各省庁が実施する業務説明会のみとし、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

② 対面による業務説明会以外の広報活動

①の対面による業務説明会以外の広報活動については、各省庁のホームページ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、ツイッター等）、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは、オンラインによる業務説明会を含め妨げないものとする。

③ 電話、メール等による連絡

受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、問合せ手段に対応した手段を用いて、これに応答することは妨げないものとする。

また、省庁側から受験者に対して、業務説明会の予約に関する確認など、事務的な連絡を行うことは妨げないものとする。

④ その他

訪問開始日午前8時30分より前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される

行為を行うこともないよう留意する。

- (4) 各省庁は、6月13日(月)午前9時から6月21日(火)午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日の午前8時30分以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

各省庁は、原則として受験者の希望どおりに受け付けることとし、受験者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能とする。

各省庁は、受験者に対し、予約は1日1省庁に限る(複数の省庁に対して同一日を予約することはできない)ことを徹底し、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないこととする。ただし、各省庁は、官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受け付けることとする。

- (5) 内々定の解禁は、7月5日(火)正午以降とする。

各省庁は、7月5日(火)正午までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

なお、7月5日(火)正午は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻(7月6日(水)以降を含む。)になる場合もあり得る。

- (6) 各省庁においては、受験者に対し、

① 訪問開始日から6月29日(水)までの間は、受験者が訪問した同一省庁に、同訪問日の翌日・翌々日(土日を除く)は訪問しないこと

② 6月30日(木)に受験者が訪問した同一省庁には、7月1日(金)は訪問しないこと

を指導するとともに、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないこととする。

- (7) 各省庁は、訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日（6月25日（土）、26日（日）、7月2日（土）及び3日（日））は、受験者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。
- (8) (6) 及び (7) の制限を遵守した上で、
- ① 6月28日（火）又は6月29日（水）に訪問した者が6月30日（木）に当該省庁に訪問すること
  - ② 7月1日（金）に訪問した者が7月4日（月）に当該省庁に訪問すること
  - ③ 7月4日（月）に訪問した者が7月5日（火）に当該省庁に訪問すること
- は妨げないものとする。
- (9) 各省庁は、地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。
- (10) 官庁訪問においては、遠隔地から訪問する受験者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することとし、特に訪問開始日から6月24日（金）までの間においては、受験者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する受験者には、必ずオンラインで対応できるようにする。なお、各省庁の判断により、対面による面接は実施せず、オンライン面接のみとすることは妨げないものとする。
- 受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないよう留意する。
- (11) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとする。
- また、各省庁は、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。
- (12) 上記（1）から（11）までについては、総合職春試験のほか、2020年度及び2021年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を含む。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を含む。）

合格者（以下「総合職過年度合格者」という。）から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中で採用する場合を除き、適用することとする。

#### 4 2022年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）受験者の官庁訪問

2022年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）（以下「法務区分」という。）受験者の2023年4月採用に向けた官庁訪問については、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙2参照）。

（1）官庁訪問の開始は、10月24日（月）（以下4において「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

（2）各省庁は、訪問開始日午前9時までは、面接等の選考活動は厳に慎むとともに、業務説明会などの広報活動等を実施する場合も、同活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うことがないように留意する。

第1次試験日である10月2日（日）から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。

なお、受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、問合せ手段に対応した手段を用いて、これに応答することは妨げないものとする。

また、省庁側から受験者に対して、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは妨げないものとする。

（3）各省庁は、10月21日（金）の午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する的確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、予約制を導入した場合においても、官庁訪問の

予約がない受験者の訪問については、そのことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

- (4) 各省庁は、地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

また、受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないよう留意する。

- (5) 内定の解禁は、10月27日（木）午前9時以降とする。

各省庁は、10月27日（木）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

なお、10月27日（木）午前9時は内定の解禁時刻であり、実際に内定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻（10月28日（金）以降を含む。）になる場合もあり得る。

- (6) 上記（1）から（5）までについては、原則として法務区分から採用されることを希望している受験者に対してのみ適用することとする。

## 5 2022年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分） 受験者の官庁訪問

2022年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）（以下「教養区分」という。）受験者の2023年4月採用に向けた官庁訪問については、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙3参照）。

- (1) 官庁訪問の開始は、12月16日（金）（以下5において「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

- (2) 各省庁は、訪問開始日午前9時までは、面接等の選考活動は厳に慎むとともに、業務説明会などの広報活動等を実施する場合も、同

活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うことがないように留意する。

特に、第1次試験日である10月2日（日）から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対し、対面・オンラインを問わず、業務説明会や、面接等の選考活動は一切行わないことを徹底する。

なお、受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、問合せ手段に対応した手段を用いて、これに応答することは妨げないものとする。

また、省庁側から受験者に対して、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは妨げないものとする。

- (3) 各省庁は、12月14日（水）の午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない受験者の訪問については、そのことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

- (4) 各省庁は、地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

また、受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないように留意する。

- (5) 内定の解禁は、12月21日（水）午前9時以降とする。

各省庁は、12月21日（水）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

なお、12月21日（水）午前9時は内定の解禁時刻であり、実際に内定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻（12月22日（木）以降を含む。）になる場合もあり得る。

- (6) 各省庁は、訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日（12月17日（土）



及び18日(日))は、受験者とは電話やメールを含め、いかなる接触も行わない。

- (7) 上記(1)から(6)までについては、原則として教養区分から採用されることを希望している受験者に対してのみ適用することとする。

## 6 総合職春試験、法務区分及び教養区分に共通の事項

- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。  
なお、総合職春試験については、訪問開始日から6月24日(金)までの間、訪問者数や受付等に要する時間を考慮し、午前8時30分以降とする。
- (2) 各省庁は、官庁訪問に関する受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
- ① オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減し、官庁訪問期間中の各日において、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮するとともに、地方在住受験者が不利益とならないよう、十分留意する。
  - ② 民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
  - ③ 授業、試験、留学、教育実習など学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を行う。
  - ④ 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
  - ⑤ 受験者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
- (3) 各省庁は、業務説明会の実施に当たっては、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員採用試験等の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知するとともに、業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

また、業務説明会を行おうとする場合には、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

(4) 各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、各省庁のホームページにも採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

① 上記3(1)から(10)まで、4、5並びに6(1)及び(2)の内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。

② 第2次試験日において、受験者に対し上記3(1)から(10)まで、4、5並びに6(1)及び(2)を周知すること。

③ 上記3(1)から(10)まで、4、5並びに6(1)及び(2)に違反する行為に関する情報を把握した場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。

④ ③における事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、その時点から人事院のホームページに当該違反省庁名を公表すること。

(5) 上記(1)から(4)までについては、2022年度国家公務員採用総合職試験のほか、総合職過年度合格者から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中で採用する場合を除き、適用することとする。

(6) 2024年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2023年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い(以下「2023年度申合せ」という。)に従うものとし、各省庁は、2023年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、2024年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。

また、2023年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

## 7 2022年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)受験者の官庁訪問

2022年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職試験」という。）受験者の2023年4月採用に向けた官庁訪問については、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙4参照）。

- (1) 官庁訪問の開始は、7月8日（金）（以下「一般職訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。  
ただし、7月13日（水）から7月31日（日）までの間（以下「官庁訪問禁止期間」という。）は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行わないこととする。  
なお、官庁訪問禁止期間において、受験者に対し業務説明会を含む広報活動等を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは妨げないものとする。
- (2) 内々定の解禁は、8月16日（火）午前9時以降とする。  
各省庁は、内々定の解禁が最終合格者発表後とされていることを踏まえ、官庁訪問の対応を行うこととし、8月16日（火）午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。  
なお、8月16日（火）午前9時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続が行われるのは後刻（8月17日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。
- (3) 各省庁は、一般職訪問開始日の午前9時までの間及び官庁訪問禁止期間中において、面接等の選考活動は厳に慎むとともに、業務説明会などの広報活動等を実施する場合も、同活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うことがないよう留意する。
- (4) 各省庁は、遠隔地から訪問する受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。
- (5) 各省庁は、業務説明会の実施に当たっては、学生の学修や大学等

の学事日程、他の国家公務員採用試験等の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。

なお、当該業務説明会については、総合職春試験を併願している一般職試験受験者が参加することも差し支えないものとするが、各省庁においては3の(2)、(3)、(6)及び(7)に定める趣旨に従い、これら一般職試験受験者との接触の機会を総合職春試験受験者との接触等に利用することは厳に慎むことを徹底する。

- (6) 各省庁は、業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

また、各省庁は、受験者に対する業務説明会を行おうとする場合には、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

- (7) 各省庁は、7月6日(水)の午前9時から、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、一般職訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない受験者の訪問については、そのことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

- (8) 官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は、午前9時以降とする。

- (9) 各省庁は、官庁訪問した受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。

- ① 受験者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、オンライン面接や対面による面接といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地から訪問する受験者に不利益にならな

いよう十分配慮することとする。

- ② 民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
- ③ 授業、試験、留学、教育実習等学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を行うこととする。
- ④ 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない。
- ⑤ 受験者の都合に合わせて対応できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

(10) 官庁訪問においては、遠隔地から訪問する受験者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性に配慮した上で、オンライン面接等を積極的に活用する。

また、受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないように留意する。

(11) 各省庁は、受験者が採用に関する情報を容易に知ることができるよう、受験者への情報提供に十分配慮するものとする。

各省庁は、(6)及び(7)に定めるもののほか、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、業務説明会、官庁訪問等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページへの掲載その他の方法で、受験者に対する的確に情報を提供しなければならない。

(12) 各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として説明会を主催することを人事院に対して要請することとともに、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

(13) 地域官署への採用については、本申合せの範囲内において、当該地域の採用活動の実情に応じて、当該地域に所在する一般職採用官署の申合せにより、別の定めをすることができる。

(14) 各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、採用予定のある各機関

のホームページに、採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

- ① 上記（１）から（１３）までの内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。
- ② 第１次試験日において、受験者に対し上記（１）から（１３）までを周知すること。
- ③ 上記（１）から（１３）までに違反する行為に関する情報を把握した場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。

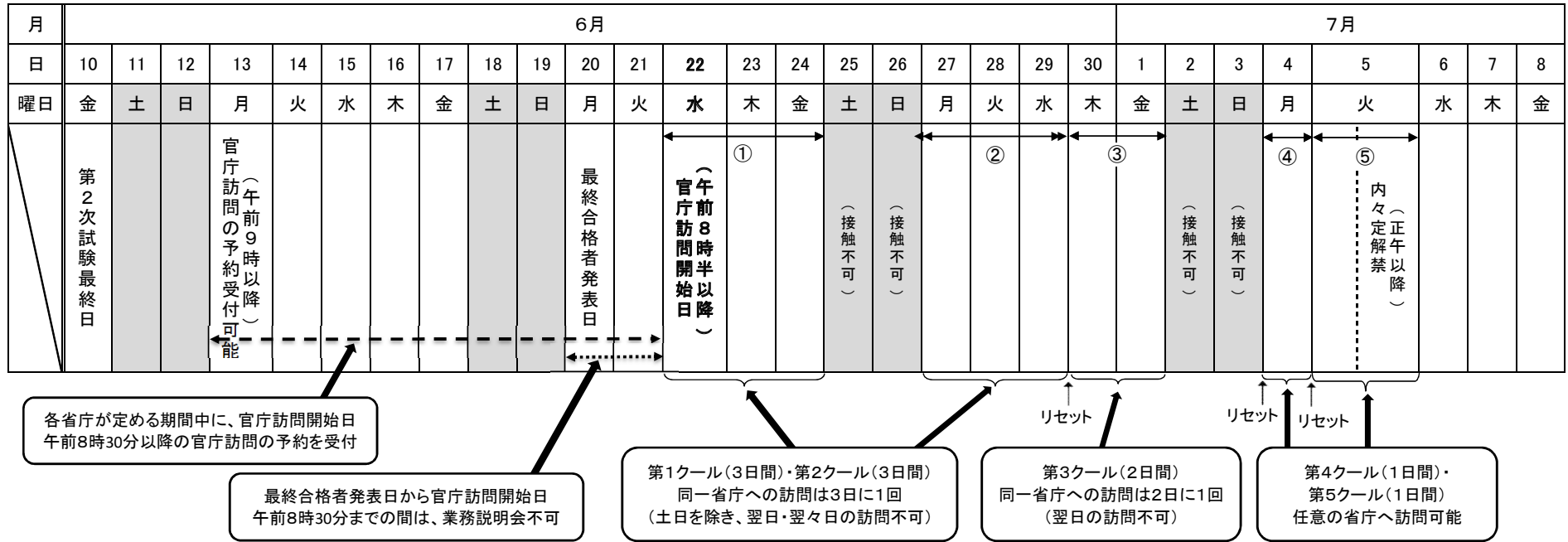
(15) 上記（１）から（１３）までについては、2022年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）のほか、2020年度及び2021年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者から採用するために官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用する場合を除き、適用することとする。

(16) 2024年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2023年度申合せに従うものとし、各省庁は、2023年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、2024年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。

また、2023年度大学等卒業予定者等の採用に向けた広報活動については、別途申合せを行うまで実施しないものとする。

以 上

## 2022年度 総合職試験(春試験) 官庁訪問に関するスケジュール



- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。なお、第1クールについては、訪問者数や受付等に要する時間を考慮し、午前8時30分以降とする。
- (2) 官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うこともないよう留意する。  
また、最終合格者発表日から訪問開始日午前8時30分までの間は、対面・オンラインを問わず、受験者に対する業務説明会や、面接等の選考活動は一切行わないことを徹底する。
- (3) 6月13日(月)午前9時から6月21日(火)午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日午前8時30分以降の官庁訪問の予約を受け付けることとする。なお、受験者に対し、予約は1日1省庁に限る(複数の省庁に対して同一日を予約することはできない)ことを徹底する。
- (4) 6月28日(火)又は6月29日(水)に訪問した者が6月30日(木)に当該省庁に訪問すること、7月1日(金)に訪問した者が7月4日(月)に当該省庁に訪問すること、7月4日(月)に訪問した者が7月5日(火)に当該省庁に訪問することは差し支えない。なお、訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日は、受験者とは電話や電子メールを含め、いかなる接触も行わない。
- (5) 内々定の解禁は7月5日(火)正午以降とし、同日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。
- (6) 官庁訪問に関する受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いほしないことを徹底
  - ・遠隔地から訪問する受験者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することとし、特に第1クールにおいては、受験者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する受験者には、必ずオンラインで対応。なお、各省庁の判断により、対面による面接は実施せず、オンライン面接のみとするは差し支えない
  - ・受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないように留意
  - ・できる限り待ち時間を縮減し、各日において、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮
  - ・民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を実施
  - ・受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない
  - ・受験者の都合に合わせて面接方法を選択できるように、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない

## 2022年度 総合職試験(院卒者試験)(法務区分)官庁訪問に関するスケジュール

月	10月	...	10月							
日	2	...	20	21	22	23	24	25	26	27
曜日	日	...	木	金	土	日	月	火	水	木
	第1次試験日			最終合格者発表日	官庁訪問の予約受付可能 (午前9時以降)		官庁訪問開始日 (午前9時以降)			内定解禁 (午前9時以降)

接触制限期間  
※業務説明会や、面接等の選考活動不可  
(第1次試験日から訪問開始日午前9時まで)

- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。
- (2) 官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うこともないよう留意する。  
第1次試験日から訪問開始日午前9時までの間は、対面・オンラインを問わず、受験者に対する業務説明会や、面接等の選考活動は一切行わないことを徹底する。
- (3) 10月21日(金)午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
- (4) 内定の解禁は10月27日(木)午前9時以降とし、同日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。
- (5) 官庁訪問に関する受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底
  - ・受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけまいよう留意
  - ・できる限り待ち時間を縮減し、官庁訪問期間中の各日において、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮
  - ・民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を実施
  - ・受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない
  - ・受験者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない



## 2022年度 総合職試験(院卒者試験)(教養区分)官庁訪問に関するスケジュール

月	10月		…	12月								
日	2	3		13	14	15	16	17	18	19	20	21
曜日	日	月		火	水	木	金	土	日	月	火	水
	第1次試験日			最終合格者発表日 (午前9時以降) 官庁訪問の予約受付可能		官庁訪問開始日 (午前9時以降)	(接触不可)	(接触不可)				内定解禁 (午前9時以降)

接触制限期間  
※業務説明会や、面接等の選考活動不可  
(第1次試験日から訪問開始日午前9時まで)

- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。
- (2) 官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うこともないよう留意する。  
第1次試験日から訪問開始日午前9時までの間は、対面・オンラインを問わず、受験者に対する業務説明会や、面接等の選考活動は一切行わないことを徹底する。
- (3) 12月14日(水)午前9時から、電話、メール等の方法により、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
- (4) 訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日(12月17日(土)及び18日(日))は、受験者とは電話や電子メールを含め、いかなる接触も行わない。
- (5) 内定の解禁は12月21日(水)午前9時以降とし、同日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。
- (6) 2024年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2023年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱いに従うものとし、同取扱いにおける内定解禁日までの間は、受験者に対し、2024年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととする。
- (7) 官庁訪問に関する受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・地方在住受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底
  - ・受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけないよう留意
  - ・できる限り待ち時間を縮減し、官庁訪問期間中の各日において、受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮
  - ・民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を実施
  - ・受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わない
  - ・受験者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない

## 2022年度 一般職試験(大卒程度試験)官庁訪問に関するスケジュール

月	7月														8月						
日	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～	29	30	31	1	2	～	16	17	～	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		金	土	日	月	火		火	水		
	第1次試験合格者発表日 官庁訪問の予約受付可能 (午前9時以降)		官庁訪問期間													官庁訪問期間					
			(午前9時以降) 官庁訪問開始日																最終合格者発表日 (午前9時以降) 内々定解禁		
			官庁訪問禁止期間 ※ 業務説明会の開催は可能																		

- (1) 官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時以降とする。
- (2) 官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うこともないよう留意する。
- (3) 7月6日(水)午前9時から、各省庁が定める期間中に、電子メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、訪問開始日午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
- (4) 7月13日(水)から7月31日(日)までの間は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行わないこととする。なお、同期間において、受験者に対し業務説明会を含む広報活動等を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは差し支えない。
- (5) 内々定の解禁は8月16日(火)午前9時以降とし、同日時までの間は、受験者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。
- (6) 官庁訪問に関する受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行う。
  - ・遠隔地から訪問する受験者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはいししないことを徹底
  - ・遠隔地から訪問する受験者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用する
  - ・受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、受験者の評価に差をつけまいよう留意
  - ・できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組む
  - ・民間企業の面接等の予定がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮
  - ・授業、試験、留学、教育実習等学生である受験者の事情を十分に勘案して面接等を実施
  - ・受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない
  - ・受験者の都合に合わせて対応できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない